

西条市農業委員会 令和6年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和6年9月5日(木) 午後2時00分から午後2時30分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	25番	佐伯 保親
2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	26番	佐伯 静雄
3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	27番	玉井 隆志
4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	28番	桑原 俊樹
5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	29番	小倉 謙治
6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	30番	日野 貴文
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦		
8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭		
9番	岡本 省三	22番	佐山 林壺		
10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二		

15番 武田 義臣 19番 菅 辰郎 21番 高橋 寿夫 24番 渡部 靖

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第6回西条市農業委員会総会を開会いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。 【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	初めに私の方から議事録署名人を指名させていただきます。長谷川孝師委員、篠森均委員の両委員をお願いいたします。 本日、欠席届が農地利用最適化推進委員の方から出ております。 15番 武田義臣委員、19番 菅辰郎委員、21番 高橋寿夫委員、 24番 渡部靖委員の4名でございますのでご報告をしておきます。 ただ今出席の農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

100号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

101号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

102号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

103号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

104号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

105号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

106号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

107号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

108号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

109号及び110号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

111号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上１２件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、１０６号につきましては新規就農ではありますが、自家消費を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

失礼します。

１０６号の譲受人である〇〇の 〇〇 氏であります。本人は〇〇の出身であり、申請地の隣地に自己住宅を建築するため、８月総会にて転用申請を出しており、その残りの農地〇〇㎡を耕作するため購入しようとする申請であります。譲受人の実家は代々農業を営んでおり、本人も父 〇〇 氏とともに、祖父である 〇〇 氏の農業を手伝っており、全くの新規という訳ではなく、経営規模拡大の予定もないため、面談不要と判断しております。

申請地では自家消費用の米を耕作する予定であり、出荷、販売等を行わないとのことであります。農機具等につきましては、近所に住む祖父の物を使用するとのことであり、父や祖父も耕作を手伝うとのことであります。

こちらの件につきまして、農地は農地として管理するよう確約し、その旨の誓約書の提出も受けております。

よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました１２件につきましてご審議をいただきたいと思いますが、まず１００号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員

１００号 問題ありません。

１０１号 問題ありません。

１０２号 問題ありません。

１０３号 問題ありません。

１０４号 問題ありません。

１０５号 問題ありません。

１０６号 問題ありません。

１０７号、１０８号 問題ありません。

１０９号、１１０号 問題ありません。

１１１号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。
 地元の委員さんの方からは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということでありますので、以上１２件を原案どおり許可することいたします。

農地法第５条関係

議 長 次に、議案書６ページ、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
 まず、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書７ページをご覧ください。
 ５５号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、義理の父である〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。
 ５６号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
 ５７号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
 ５８号は、〇〇の 〇〇 氏が、義理の父である〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
 ５９号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
 本件は是正案件であり、申請地は、譲渡人が令和４年７月に取得したものでありますが、当該地から大量の埋設廃棄物が発見され、土壌汚染の懸念があることから耕作を断念し、自宅への進入路として利用しておりました。
 本件申請にあたり、違反転用であることを知った譲渡人は深く反省し、「農地法について十分に理解していなかったため、手続きを怠っておりました。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、この度の件に関しましては何卒寛大なる処置をお願い申し上げます」との始末書が提出されております。

議案書 8 ページをご覧ください。

60号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

61号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建築しようとする申請でございます。

62号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏、 〇〇 氏、 〇〇 氏及び 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅5棟を建築しようとする申請でございます。

議案書 9 ページをご覧ください。

63号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

64号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸倉庫用地に転用しようとする申請でございます。

65号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を、また、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、貸露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

63号、64号及び65号は是正案件であり、これら3件の申請地は、譲渡人らが個人で〇〇店を営むため造成し、その後、譲受人が代表取締役を務めます有限会社 〇〇が、平成初期頃から転用許可を受けることなく資材置場、駐車場として使用しておりました。この度、転用を計画するにあたり調査を行ったところ、違反転用であることが判明いたしました。

申請人からは「農地法の内容を十分に理解していなかったことが原因であり、深く反省している次第です。今後はこのようなことがないよう万全の注意をいたしますので、何卒寛大な処置を賜りますようお願いいたします」との始末書が提出されております。

以上11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました11件について、ご審議をお願いしたいと思いますが、55号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 55号 問題ありません。

56号 問題ありません。

57号 問題ありません。

58号 問題ありません。

59号 問題ありません。

60号、61号 問題ありません。

62号 問題ありません。

63号、64号、65号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

徳増靖記委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 どうぞ、徳増さん。

徳増靖記委員 62号で、備考欄に米印で、3種農地と1種農地の面積按分で、3種農地が2対1以上になるよう調整したと書いてあるんですが、原則として1種農地は転用できないというのがあるんじゃないかと思うんですが、こういう場合の規定があって（転用）できるんでしょうか。教えていただきたいのですが。

議長 今回の徳増委員さんの質問に対し、事務局の方から説明をお願いしたいのですが。

事務局 失礼します。事務局の橋田でございます。

先ほど徳増委員さんからご質問のありました62号の案件なんですけれども、本来、おっしゃるとおり第1種農地というのは建売住宅、貸住宅を含めて許可を得られない場所であり、ご認識のとおりであるんですけれども、第1種農地の許可の例外事項の中に、今回のような第1種農地とそれ以外の農地、2種、3種農地というのがほかにありますけれども、（1種農地と）1種農地以外の農地との比率が1種農地1に対して2種、3種農地が2以上、つまり今回の場合で言いますと、面積が約1,500㎡でありますので、1種農地の面積が仮に500㎡だとすれば、それ以外の農地、3種農地に該当する部分があるんですけれども、これが1,000㎡を超えているということが大前提になりますけれども、この面積要件を満たすと1種農地の例外事項として許可を受けることが可能となります。

また、第3種農地になる要件なんですけれども、上水道、下水道又はガス管のうち2種類以上が埋設された4メートル以上の道路の沿道の区域であること、また、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の公共施設があることといったものがあるのですが、〇〇の〇〇地区が上水道、下水道の双方を完備している地区であり、申請地が面する道路が、4メートル以上、且つ、上水道、下水道の双方が埋

設されていること、さらに、ここから半径500メートル以内に病院等の公共施設が2つ以上あるということで3種農地の要件を満たしておりますので、第3種農地も面積的に確保できているということでございます。

以上です。拙い説明でしたがよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明でわかりましたか。

徳増靖記委員 はい。それと58号ですが、これも1種農地なんですけど、用途的に（転用が）可能なんですか。

事務局 失礼いたします。
第1種農地の例外事項といたしまして、集落接続という1種農地の一般的な許可条件に該当するんですけども、（譲受人である）〇〇さんが現在お住まいの〇〇番というのが、（譲渡人である）〇〇さんのお住まいになられている所からちょっと離れたところの川沿いになります。その現在お住まいの所から40メートルといった距離の要件があるんですけども、現在お住まいのところで、そこに居住している方の住宅とか業務用の許可の条件に該当するようなものであれば、許可になりうるということになっております。この方は近隣の集落に住まわれておりますので、自己の業務に供するもの、土木建築業を営まれておりますし、併せて農業もされておりますが、主に土木建築業の資材置場として許可を得たいということで申請にいたっております。

また、〇〇㎡と（転用面積が）大きいんですが、申請地が〇〇川の川沿いにありまして、約3分の1が法面にして、この部分が非常に危ない場所になりますので、約〇〇㎡を資材置場として主に使っていきたいということでございます。

よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
徳増委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。

徳増靖記委員 はい。ありがとうございます。

議長 ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては10ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

それでは議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

4号は、〇〇の株式会社 〇〇が、建売住宅2棟の建築を目的として、令和5年8月の総会にてご審議いただき、転用許可を受けた案件であります。人件費や建築、土木資材が高騰し、値上がり幅が想定を超えたことから、計画どおり事業を行うことができずにいたところ、継承者から露天資材置場として借受けたいとの申出があり、用途及び地位の継承をするため計画変更をしようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました1件について、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 4号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書につきましては12ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書15ページから25ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、37件、面積は、16万3,386㎡となっております。そのうち、所有権移転は、3件、面積は、1万2,947㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました内容について、委員の皆さんの方からこの件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書26ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年7月16日から、令和6年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を17件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用登録1件を受理しております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これについて、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、これで報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際でございます、ご意見等何かございましたらお伺いしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので本日の総会を閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年9月5日 午後2時30分